

# I 減価償却制度について

## 1 減価償却制度の改正の概要

平成 19 年度税制改正において、減価償却資産について平成 19 年 4 月 1 日以後に取得したものと平成 19 年 3 月 31 日以前に取得したものとに区分した上で、次の改正が行われました。

(注) この場合の「取得」には、購入や自己の建設によるもののほか、相続、遺贈又は贈与によるものも含まれます(所基通 49-1)。

### ○ 平成 19 年 4 月 1 日以後に取得した減価償却資産の償却の方法

- ① 償却費の計算における「償却可能限度額」及び「残存価額」が廃止され、新たな償却の方法(定額法、定率法等)により減価償却費を計算することとされました(所令 120 の 2)。
- ② 一定の減価償却資産における減価償却資産の取得価額から、その減価償却資産に係る各年分の減価償却費の累積額を控除した金額(以下「未償却残高」といいます。)が 1 円になるまで償却することとされました(所令 134①ニイ)。
- ③ 減価償却費の計算において適用する「定額法の償却率」及び「定率法の償却率」等が定められました(耐用年数省令別表十)。

※ 「定額法の償却率」と「旧定額法の償却率」、「定率法の償却率」と「旧定率法の償却率」は異なりますので留意してください。

例 耐用年数 3 年の定額法の償却率 ⇒ 0.334

耐用年数 3 年の旧定額法の償却率 ⇒ 0.333

### ○ 平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した減価償却資産の償却の方法

- ① 償却の方法について、その名称が、定額法は「旧定額法」に、定率法は「旧定率法」等に改められました(所令 120)。

なお、これらに係る計算の仕組みについて改正はありません。

- ② 一定の減価償却資産における減価償却資産に係る前年末までの減価償却費の累積額が取得価額の 95%相当額に達した場合には、その達した年分の翌年分以後 5 年間で 1 円まで均等償却することとされました(所令 134②)。

(注) ②の改正は、平成 20 年分からの適用となります(19 改正所令附則 12②)。

※ この情報では、基本的にリース資産に係る償却の説明は省略しています。